

労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 4 号に基づく大臣告示
に列挙する疾病の選定に関する基本的な考え方

大臣告示に列挙する化学物質による疾病（がんを除く。）の選定に関する基本的な考え方は以下のとおり。

原則として、次の 1 及び 2 に該当する疾病のうち、通常労働の場において発生しうると医学経験則上評価できるものを列挙疾病として規定する。

したがって、症例の報告があるものでも、それが事故的な原因による疾病や総取扱量が極めて少ない化学物質による疾病のように、一般的には業務上疾病として発生することが極めて少ないものは除く。

- 1 わが国において症例があったもの
- 2 わが国において症例がなくとも、諸外国において症例が報告されているもの